

物品供給等随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	備考
高精度放射線治療システム 買入	医療用機器	(株)日立メディコ	399,492,000	平成26年7月11日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10号第1項第1号	W1	
生体情報モニタリングシステム 買入	医療用機器	フクダ電子近畿販売(株)	4,989,600	平成26年8月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	
DPC革命買入	医療用機器	ニチイ学館(株)	1,998,000	平成26年9月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

随意契約理由書

1 案件名称
高精度放射線治療システム（病院局）買入

2 契約の相手方
株式会社日立メディコ

3 随意契約理由

（１）機種選定理由

強度変調放射線治療（IMRT）及び画像誘導放射線治療（IGRT）を活用し、放射線を病変部に照射することで治療を行う機器であり、当局として次の２点の要件を満たすことが治療上必要である。

ア 全脳全脊髄腔照射を分割することなく、一度の照射で照射できる照射範囲を有する機器であること

全脳全脊髄腔照射は、小脳髄芽腫の際に脊椎全体に放射線を照射するような照射方法（治療方法）であるが、一般成人の場合100cm×20cm、小児でも80cm×15cmの範囲に照射する必要があるが、既存機器で照射できる範囲の40cm×40cmを超える為、必ず複数の照射部位に分割して照射している状況である。しかしながら、継ぎ目が重なると過照射となり放射線脊髄症による麻痺などの副作用が発生し、隙間ができれば線量不足によって再発の可能性が生じる。このリスクを最大限に回避するためには、全脳全脊髄腔照射を分割することなく一度の照射で照射できる照射範囲を有する機器でなければならない。

イ 全脳全脊髄腔照射を実施する際、肺ブロック作成や線量の実測検証をする必要がない機器であること

既存機器は、治療計画作成に要する時間を含め約３週間の準備期間が必要である。肺ブロック作成や線量の実測検証をする必要がなければ、治療計画作成に要する約１週間の準備期間で、治療を実施することができ、一部の症例を受け入れることが出来ないことや、日程が重なると一方の患者を断らなければならない現在の状況なども改善され、放射線がん治療を効率良く実施することができるようになるため。

上記すべてを満たすものは日本アキュレイ株式会社製のtomoHDシステムのみである。

（２）業者選定理由

当該製品は、日本アキュレイ株式会社製であり、日本国内で購入することができるのは、唯一の代理店である株式会社日立メディコのみである。

本調達物件はWTOに基づく政府調達協定対象案件であるが、政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)() (特定の供給者によってのみ供給が可能で、他に合理的な選択対象又は代替となるものがない場合は随意契約が可能)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第1号（特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において当該調達の相手方が特定されているとき）に該当するので随意契約を行なうものとする。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第1号
政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)()

5 担当部署
大阪市病院局企画部企画課（会計）（電話番号 06-6929-3627）

特名理由書

業者名及び所在

件名 ベッドサイドモニタ・心電・呼吸 SpO2 送信機 買入
業者名 フクダ電子近畿販売株式会社
所在地 吹田市江坂町1-12-28
代表者名 代表取締役 高嶋 敏郎

現在、すみれ7・さくら14病棟においては、フクダ電子近畿販売株式会社製の患者モニタリングシステムを構築しており、同システムの既存のセントラルモニタと連携させるには、他社製では接続不可のため、同社製のベッドサイドモニタ・心電・呼吸 SpO2 送信機を導入しなければならない。

よって、フクダ電子株式会社製ベッドサイドモニタ・心電・呼吸 SpO2 送信機を購入するものであるが、同製品の購入に関しては、平成26年7月現在において、フクダ電子近畿販売株式会社が唯一の販売代理店となっているため、他の業者より購入できない。

よって、当該物品の買入契約は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため、フクダ電子近畿販売株式会社と特名随意契約するものである。

特名理由書

1 案件名称

DPC 革命

2 契約の相手方

株式会社ニチイ学館

3 随意契約の理由

DPC 革命とは、DPC データを取り込み DPC コードとの整合性の検証を行い、適切な診断群分類を導き出すシステムです。

当院では上記機能をもつシステムは未導入であり、DPC 革命を導入することにより短時間で的確な診断群分類の検出が可能となります。

DPC 革命は株式会社ニチイ学館でしか販売されていない為、随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

企画部企画課（医療情報）

06-6346-1221